

○山口市情報公開条例

平成 1 7 年 1 0 月 1 日

条例第 1 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の保有する情報が公共の財産であることにかんがみ、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政の透明性の向上及び公平性の確保を図り、もって市政への市民参加を一層促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、写真、図画及び電磁的記録で、決裁若しくは供覧の手續が終了し、実施機関が保有しているもの又は決裁若しくは供覧の手續の終了前であっても、その事案の重要性を考慮して公開することが必要であると判断されるものをいう。

(3) 公開 実施機関が情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、情報の公開を求めるものの権利を最大限に尊重するとともに、個人に関する情報が

みだりに公にされることのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 実施機関は、市民の市政に対する理解を深めるため、必要な情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。

(情報の公開の請求)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して情報の公開を求めることができる。

(公開をしないことができる情報)

第5条 実施機関は、公開の請求に係る情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 法令又は条例若しくは実施機関が定める規則若しくは規程等(以下「法令等」という。)の定めるところにより公開することができないとされている情報及び関係機関から公開してはならない旨の指示があった情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得ることで、その者に不利益を与えるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公表することを目的として、実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職又は氏名で、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。)

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関との間における審議、協議、検討、調査、研究等の意思形成過程で実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(7) 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、入札、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事務又は事業の実施を困難にするおそれがあるもの

(8) 市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、協力

等により実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することにより、市の機関と関係当事者との協力又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(9) 実施機関（市長及び上下水道事業管理者を除く。）、市の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関の会議に係る情報で、当該合議制機関の議事運営に関する法令等若しくは議決によりその全部若しくは一部について公開しない旨を定めているもの又は公開することにより当該合議制機関の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

（部分公開）

第6条 実施機関は、公開の請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当するものとそれ以外のものが併せて記録されている場合において、これらが容易に分離できるときは、当該前条各号のいずれかに該当する部分を除いて公開することができる。

（存否を明らかにしない情報）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報の存在を明らかにすることにより、第5条各号の規定により保護される利益が損なわれると認める場合は、当該請求に係る情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒むことができる。

（公益上の必要による公開）

第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第5条各号のいずれかに該当するものが記録されている場合であっても、その情報を公開することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認められるときは、当該情報の公開をするものとする。

(公開の請求の方法)

第9条 情報の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)

は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人等にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)

(2) 公開の請求に係る情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該

請求を受理した日の翌日から起算して14日以内に公開の可否を決定し、請求者に対して速やかに通知しなければならない。

2 実施機関は、第6条の規定による公開の決定又は公開を拒む旨の決定をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。この場合において、その理由が第5条各号の規定に該当しなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に公開の可否を決定できない場合は、同項の規定にかかわらず、当該決定を延期して行うことができる。この場合において、実施機関は、当該延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、公開の可否を決定する場合において、あらかじめ、当該決定に係る情報に記載されている情報に関係を有するものに意

見を聴くことができる。

(公開の実施)

第 1 1 条 実施機関は、情報の公開の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、情報を閲覧するものが当該情報を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 実施機関は、公開の請求に係る情報を閲覧に供することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報を複写したものを閲覧に供することができる。

(費用負担)

第 1 2 条 この条例の規定による公開に係る閲覧は、無料とする。ただし、情報の公開を写しの交付によって受けるものは、その写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 1 2 条の 2 第 1 0 条に規定する決定又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 1 3 条 第 1 0 条に規定する決定又は公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに次条に規定する山口市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重し

て、審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

(山口市情報公開審査会)

第14条 前条の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について審査するため、山口市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度の運営に関し必要な事項について、実施機関に対し意見を述べるものとする。

3 審査会は、5人以内の委員で組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、第10条に規定する決定をした実施機関若しくは公開の請求に係る不作為に係る実施機関の職員又は前条の規定により諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な

事項は、規則で定める。

第 15 条 削除

(他の法令等との調整)

第 16 条 この条例は、他の法令等の規定により公開の手續が定められている情報及び市民の利用に供することを目的として作成され、又は保管されている情報については、適用しない。

(出資法人への要請)

第 17 条 市長は、市が出資する法人に対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

(運用状況の公表)

第 18 条 市長は、毎年、この条例の規定による情報の公開の運用状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、合併前の山口市情報公開条例（平成 11 年山口市条例第 1 号）、小郡町情報公開条例（平成 12 年小郡町条例第 1 号）、秋穂町情報公開条例（平成 14 年秋穂町条例第 13 号）、阿知須町情報公開条例（平成 15 年阿知須町条例第 13 号）若しくは徳地町情報公開条例（平成 15 年徳地町条例第 1 号）又は解散前の山口地域消防組合情報公開条例（平成 13 年山口地域消防組合条例第 2 号）

（以下これらを「合併等前の条例」という。）の適用を受けることとされていた情報及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

- 3 実施機関は、合併前の山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町若しくは徳地町又は解散前の山口地域消防組合、山口・小郡地域広域水道事業団、山口市秋穂町水道企業団若しくは山口県中部環境施設組合から承継された情報（次項においてこれらを「承継情報」という。）で、前項の規定による適用を受けない情報について開示の請求があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

（承継情報の任意的公開）

- 4 第12条の規定は、前2項の規定による情報及び承継情報の公開について準用する。

（経過措置）

- 5 施行日の前日までに、合併等前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（阿東町の編入に伴う経過措置）

- 6 阿東町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の阿東町情報公開条例（平成12年阿東町条例第4号。以下「編入前の条例」という。）の適用を受けることとされていた情報については、この条例の規定を適用する。

- 7 実施機関は、編入前の阿東町から承継された情報で、前項の規定による適用を受けない情報について公開の請求があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

8 第12条の規定は、前項の請求に係る公開について準用する。

9 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月19日条例第59号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月16日条例第1号）
この条例は、平成22年1月16日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第2号）
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月19日条例第42号）
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（山口市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の山口市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第15条第1項に規定する山口市情報公開審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問で、

この条例の施行の際審議が終了していないものは、第 1 条の規定による改正後の山口市情報公開条例第 1 4 条第 1 項に規定する山口市情報公開審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 1 5 条第 6 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。